各建設業者 様

佐賀県県土づくり本部 建設・技術課長

公衆危害及び工事事故防止の徹底について(通知)

建設工事の施工に当たって、公衆危害及び工事事故を未然に防止することは 最も重要なことであり、日頃の安全管理意識の高揚と工事現場における安全対 策の実施の徹底が必要です。

今般、別添プレスリリースのとおり河川工事において、重機のアームが電線に接触し送電線を切断する事故が発生し、県民生活への影響が生じています。

また、他県では工事現場の足場倒壊により、園児が死亡するという痛ましい 事故が発生しています。

つきましては、工事施工に当たって、安全対策の実施、指導の徹底など、引き続き、公衆危害及び工事事故の防止に努めていただくようお願いします。

なお、他県において、工事用車両による交通事故も発生していることから、 工事現場に限らず、工事現場以外での事故防止の徹底についても、併せて御留 意していただくようお願いします。

> 建設業担当 内線 2755